

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金に関する Q&A（令和 8 年度版）

◆事業全体

Q1 補助対象期間はいつからいつまでか。

A1 補助対象期間については、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までとする。
従って、令和 8 年 4 月 1 日より前に事業着手したものや、令和 9 年 1 月 31 日より後に完了した事業は補助対象外とする。

なお、以下にも留意すること。

- ・ 交付決定日より前に事業着手する場合は、事前着手届を提出すること。なお、事前着手届の提出は、補助金の交付を確約するものではない。
- ・ 理由のいかんを問わず実績報告を令和 9 年 1 月 31 日までに提出できない場合は、補助対象外となる。

Q2 補助金の対象サービスに、基準該当サービスは含まれるのか。

A2 基準該当サービス又は離島等相当サービスとして、指定訪問介護に相当するサービスを提供する事業所も対象となる。

◆研修体制の構築の支援

Q3 研修体制の構築の支援で、オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることができるのか。

A3 事業により取得した、価格が単価 50 万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げない。

◆経験年数が短い訪問介護員等への同行支援

Q4 「経験年数が短い」とは具体的にどの程度の期間をいうか

A4 基本的には訪問業務に従事した期間が 1 年未満である者を想定しているが、訪問介護に従事した期間が 1 年以上ある場合であっても、従事する頻度が低い場合や、長期間にわたって訪問業務に従事していなかった等、個別具体的な事情がある場合には、同行支援の対象となる。

Q5 同行支援の対象となるサービスは訪問介護のみか。

A5 対象となるのは、訪問介護等のサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所を含む）のみ。障害福祉サービスや総合事業の訪問型サービスは、対象とならないためご留意いただきたい。

Q6 同行支援の対象者同士が同行した場合も補助対象となるか。

A6 同行支援対象者（経験年数が短い訪問介護員等）と同行支援者が一緒に訪問介護サービスを提供した場合のみ補助の対象となるので、同行支援の対象者同士が同行した場合は補助対象にはならない。

◆経営改善の支援について

Q7 「経営改善の支援」について、事業所が個別にコンサルタント事業所と契約するにあたり、1年分の年間契約を行い、事業期間に補助対象外期間（Q1 参照）が含まれる場合、補助の対象となるか。

A7 支払のタイミングによって以下のとおりとなる。

① 補助対象期間外（令和8年4月1日より前）に1年分の契約金額をまとめて支払っている場合

補助対象期間外に事業着手しているため、補助の対象外。

② 毎月の分割支払の場合

補助対象期間中に契約等の事業着手している場合、補助対象期間内の事業実施分のみ補助の対象となる。

※交付決定日前に事業着手する場合は、事前着手届の提出が必要。

③ 補助対象期間内に1年分をまとめて支払っている場合

補助対象期間中に契約等の事業着手している場合、補助対象期間内の事業についてのみ対象となるため、按分で補助となる。

※交付決定日前に事業着手する場合は、事前着手届の提出が必要。

（例）令和8年11月に交付決定、令和8年12月～令和9年11月の年間契約で契約金が30万円前払いの場合

補助対象期間：令和8年12月～令和9年1月の2ヶ月分

補助額：30万円/12×2＝5万円

Q8 「経営改善の支援」について、法人全体のコンサルタント契約の場合、訪問介護サービス以外も補助対象になるのか。

A8 補助対象になるのは、訪問介護等のサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所を含む）で、それ以外のサービスは対象外となる。

◆登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援について

Q9 「登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援」について、現在、事務職員として非常勤採用されている職員が、資格を取得し、常勤のヘルパーとなった場合は、補助対象となるか。

A9 補助対象となる。

Q10 期間に定めのある雇用形態でも補助対象となるか。

A10 原則として補助対象にはならない。しかし、期間に定めのある雇用形態でも期間延長を前提としているのであれば例外的に補助対象となる。

◆小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援

Q11 経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」を申請する場合、事業者グループを構成する全ての法人がそれぞれ申請をする必要があるか。

A11 申請にあたっては、事業者グループの中から代表となる法人を定めた上で、代表法人が所在する実施主体に申請を行ってください。事業者グループ全体に対する補助金を代表法人が受けることとします。

Q12 経営改善支援事業の「小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援」について、法人単位の基準額はないとの解釈でよいのか。また、構成する法人数に制限はないとの解釈でよいのか。

A12 法人単位の基準額はなく、また、構成する法人数にも制限はありません。

◆介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援

Q13 「介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援」について、広報宣材の他にポスティング業者への委託費は補助対象となるか。また、ポスティングを自ら行うために必要な自転車や原付等の購入費は補助対象となるか。

A13 広報資材のポスティングに係る委託費であれば補助の対象となるが、自転車や原付等の購入費は、広報のために必要な費用であるとはいえないため、補助の対象とならない。